

苫小牧市受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

令和2年2月13日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

## 苫小牧市規則第2号

### 苫小牧市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市受動喫煙防止条例（令和元年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(第1種施設)

第2条 条例第2条第4号アの規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（20歳未満の者が主として利用するものとして健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）第12条第1項に規定するものに限る。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（20歳未満の者が主として利用するものとして省令第12条第2項に規定するものに限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、20歳未満の者が主として利用する教育施設として省令第14条各号に規定するもの
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所

- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- (6) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- (9) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園  
(適用除外)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 管理権原を有する施設が、前条第3号に規定する病院（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床を有するものに限る。）であって、当該精神病

床の利用者に配慮が必要な場合

(2) その他市長が定める場合

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。